

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 第548条の2第1項第1号と第2号の違いは何か、特に第2号の表示型を盛り込んだ趣旨について、法務当局に問う。

(答)

1 「定型約款を契約の内容とする旨の合意」があったとき民法の原則によれば、契約の当事者は契約の内容を認識して意思表示をしなければ契約に拘束されないと解されているが、約款による契約の成立要件については、現行法の下で、約款の内容を認識していないくとも、特定の約款によることの合意があれば約款による意思で契約したものと推定すべきであるとする判例がある(注1)。約款を利用した取引の安定を図るという観点からは、この判例の考え方(注2)の方向性は基本的に妥当であると考えられる。また、特定の約款によることの合意をしている当事者がその約款の内容に拘束されるのは、自己の責任に基づくものであるといえるし、約款の内容を認識していないことにより生じ得る不利益については、不当条項規制を設けることによって対応することが可能である。

そこで、改正法案においては、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」があったときに、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしている(第548条の2第1項第1号)。

2 「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」とき

「定型約款を契約の内容とする旨の合意」は、明示の合意だけでなく、默示の合意であってもよいが、「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」

ときに、当事者が実際にその取引を行ったのであれば、通常は、「定型約款を契約の内容とする旨の」默示の合意があつたといえる。

しかし、默示の合意の認定は、一般に、必ずしも容易ではなく、紛争の原因となるおそれもある。特に、インターネットのサービスを利用する際には、サービス提供者が用意した利用規約等が画面上に掲示されているが、非対面で行われるというインターネット取引の特性上、紛争が生じたときには默示の合意の立証が困難であるとの指摘がされている。

そこで、改正法案においては、定型約款を利用した取引の安定を図る観点から、「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」場合において、現に取引が行われたときには、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととし（第548条の2第1項第2号）、第548条の2第1項第1号の「定型約款を契約の内容とする旨の合意」を立証することを要しないこととしている。

(注1) 契約当事者が約款の条項に拘束される根拠について、判例（大判大正4年12月24日）は、火災保険約款中の免責条項の効力が争われた事案において、当事者双方が特に保険約款によらない旨の意思表示をせずに契約したときは、その約款による意思で契約したものと推定すべきであるとした。

(注2) 上記注1の判例は、約款による意思で契約したものと推定すべきとするものであり、反証を許す趣旨であると考えられるので、改正法案とは内容を異にするものであるが、約款の内容を認識していくなくともその内容に拘束されることを認めている点で、改正法案と共通するものである。

改 正 案	現 行
(定型約款の合意)	

第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

二 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 (略)

(新設)

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

2問 改正法案では、定型約款については、契約成立のために定型約款を契約内容とする合意も不要とされているが、そのような合意もないのになぜ契約の内容となるのか、従来の契約についての考え方とどのような関係にあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」を要件とする趣旨

○ 先ほど申し上げたとおり、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」(第548条の2第1項第1号)をした場合だけでなく「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」場合にも、定型約款を利用した取引の安定を図る観点から、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしている(第548条の2第1項第2号)。

2 「表示していたとき」の具体的な意義と規律の妥当性

○ この要件は、「定型約款を契約の内容とする旨の」默示の合意があったといえるような場合を抽出する趣旨であることから、「表示していたとき」とは、取引を実際に行おうとする際に、顧客である相手方に対して個別に面前で示されなければならず(注)、定型約款準備者のホームページなどに一般的にその旨を公表しているだけでは表示とはいえない。

また、ここにいう「表示」は、相手方が、自ら契約内容の詳細を確認したいと考える場合には、その表示を踏まえて定型約款準備者に内容の開示を請求し、その内容を確認した上で不満な点があれば、契約を締結しないことが可能となるようなものでなければならない。

したがって、この規律は、「定型約款を契約の内容とする旨の」默示の合意があると評価することが可能といえるような場合を抽出し、定型約款の個別の条項について合意があつたものとみなすこととしたものであり、これに加えて、現に取引を開始していることから、合意があつた場合と同様に取り扱う根拠があると考えられるものである。

したがって、改正法案の規律は、民法の意思主義の原則などとおよそ整合しないといったことはなく、必要かつ合理的な範囲でその特則を設けるものである。

- (注) ここで表示は「あらかじめ」する必要があるので（第548条の2第1項第2号），少なくとも取引合意よりも前に、表示がされていなければならない。他方で、「あらかじめ」表示することを要求する趣旨は、取引の相手方のために定型約款の内容を知る機会を確保することにあるから、実際に行われる取引とは無関係に、ただ事前に表示されているのみでは、不十分である。したがって、ここでの「あらかじめ」とは、取引合意をするに前であって、かつ、取引を実際に行おうとする際に、という意味に理解すべきである。

改 正 案	現 行
<p>(定型約款の合意)</p> <p><u>第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をし</u></p>	<p>(新設)</p>

た者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

二 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 (略)

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 第548条の3第1項本文の趣旨は何か、法務当局に
問う。

(答)

○ 定型取引の当事者は、定型取引を行うことを合意した場合には、定型約款に記載された個別の内容について認識していないなくとも定型約款中の個別の条項に拘束されることとなるため、このような取引をこれから行おうとする場合はもちろん、契約を締結した後においても、定型約款の内容を知る権利が保障されている必要がある。

そこで、改正法案においては、「定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬ」とこととし、定型約款の内容を表示するよう定型約款準備者に請求する権利を、顧客である相手方に保護することとしている(第548条の3第1項本文)。(注1)(注2)(注3)。

○ (注1) 定型約款の内容を示す「相当な方法」としては、定型約款を書面又は電子メール等で送付する方法や、定型約款を面前で示すことのほか、自社のホームページにあらかじめ定型約款をアップし、請求があった場合にはそのホームページを閲覧するように促す方法等が想定されている。

(注2) もっとも、定型約款準備者の負担が過大になることを防ぐため、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はその内容を記録したCD、DVDなどの電磁的記録を提供していたときには、定型約款の内容の表示義務は生じないこととしている(第548条の3第1項ただし書)。

(注3) 法制審議会民法(債権関係)部会においては、定型取引の相手方(顧客)保護の観点から、定型約款による取引においては、常に事前に約款の内容を相手方に開示することを要することとすべ

きであるとの意見もあった。しかし、定型取引の相手方（顧客）は、実際上、定型約款の内容を逐一確認することを望んでいないことも多く、また、定型約款準備者にとっても常に定型約款を事前開示しなければならないとするのは煩雑に過ぎるため、この意見は採用されなかつた。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の内容の表示)</u></p> <p><u>第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬ。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 第548条の3第2項の趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

1 前提

(先ほど申し上げたとおり、) 改正法案においては、定型取引の当事者である顧客に定型約款の内容を知る権利を保障するため、定型約款準備者は、相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬこととしている(第548条の3第1項本文)(注1)。

2 民法第548条の3第2項の趣旨

他方、取引を開始する前に現に表示の請求がされたにもかかわらず、定型約款準備者がこれを拒絶していた場合には、いくら相手方がその後に取引を行うことを合意したといつても、定型約款の個別の条項について合意したものとみなすという法的効果(第548条の2第1項)を付与することは行き過ぎであり、相手方に請求権を与えた趣旨が没却されることになる。

そこで、この場合には、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合を除いて、定型約款の条項について合意があったものとはみなさないこととしている(第548条の3第2項)。

取引開始前の表示請求を拒絶した場合に限って定型約款の条項について合意があったものとはみなさないこととしたのは、特に取引を行う前には、取引を行うか否かの判断に当たって、契約の内容とみなされる定型約款の内容を知ることが重要であることから、定型約款準備者が義務を履行しなかつ

たために内容を知る機会が失われた以上、定型約款準備者に対して強力なサンクションを課すこととしたものである（注2）（注3）。

（注1）法制審議会民法（債権関係）部会においては、定型取引の相手方（顧客）保護の観点から、定型約款による取引においては、常に事前に約款の内容を相手方に開示することを要することとすべきであるとの意見もあった。しかし、定型取引の相手方（顧客）は、実際上、定型約款の内容を逐一確認することを望んでいないことも多く、また、定型約款準備者にとっても常に定型約款を事前開示しなければならないとするのは煩雑に過ぎるため、この意見は採用されなかった。

（注2）理論的には、この場合にも、定型約款の内容の表示債務の強制的な履行を請求することができるほか、その不履行による損害賠償請求をすることが可能であるが、そもそも定型約款が契約の内容とはならない以上、実益に乏しいといえる。

（注3）なお、この規定は、顧客である相手方保護のための規定であるため、相手方が請求を拒まれたものの、定型約款準備者が開示請求に応ずる義務に違反したことを相手方が宥恕し、第548条の2の規定が適用されることを認めて契約を締結することもあり得る。この場合にも定型約款による契約は成立するが、定型取引の後にされた内容の表示請求が拒絶された場合と同様の問題は、なお生ずる。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 第548条の3第1項について、定型取引合意後の定型約款の内容の表示の請求を相当期間に限定した理由は何か、また請求はいつまで可能か、さらに、合意後の請求についてはその履行はどのように担保されるのか、法務当局に問う。

(答)

1 前提

(先ほど申し上げたとおり、) 改正法案においては、定型取引の当事者である顧客に定型約款の内容を知る権利を保障するため、定型約款準備者は、相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならないこととしている(第548条の3第1項本文)。

2 定型取引合意後の定型約款の内容の表示請求の期間

もっとも、定型取引合意の後、いつまでも定型約款の内容を示さなければならないとする、定型約款準備者に過度の負担を課すおそれがあることから、この請求は、定型取引合意の後相当の期間になされる必要があるとしている(第548条の3第1項本文)。

この「相当の期間」の具体的な意義については、個別の事案の具体的な状況に応じて判断されることとなるが、定型取引の当事者である顧客に定型約款の内容を知る権利を保障する観点からは、例えば、契約が継続的なものである場合には、契約が継続している間は、この請求をすることができ、その終了から一定の期間は相当の期間が経過していないものとして請求が可能であるものと考えられる。

3 定型取引の後にされた内容の表示請求を拒絶した場合の効果

定型約款準備者が、取引を行った後に定型約款の内容の表示を請求されたにもかかわらず、これを正当な事由もないのに拒絶していた場合の効果については、特別な規定を設けていないが、この場合であっても、定型約款準備者は約款の内容の表示をすべき債務を負うから、相手方は定型約款準備者に対し、民法第414条によりその強制的な履行を請求することができるほか、民法第415条による債務の不履行による損害賠償の請求や、民法第541条による解除が可能となることがあり得る。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 第548条の3第1項ただし書の電磁的記録の提供とは具体的にはどのような形で行われることを想定しているのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案においては、「定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない」とこととしている(第548条の3第1項本文)(注1)。

これは、定型取引の当事者に定型約款の内容を知る権利を保障する必要があることから、定型約款準備者の表示義務を定めているものである(注2)。

もっとも、定型約款準備者の負担が過大になることを防ぐため、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はその内容を記録した電磁的記録を提供していたときには、定型約款の内容の表示義務は生じないこととしている(第548条の3第1項ただし書)。

この電磁的記録の提供は、定型約款の内容を記録したCD、DVDなどを提供することや、定型約款の内容を記録したデータを電子メールにより提供するなどの方法、すなわち、顧客がそのデータを管理し、自由にその内容を確認可能な態様なものを提供する方法によらなくてはならないと解される。

(注1) 定型約款の内容を示す「相当な方法」としては、定型約款を書面又は電子メール等で送付する方法や、定型約款を面前で示すことのほか、自社のホーム・ページにあらかじめ定型約款をアップし、請求があった場合にはそのホーム・ページを閲覧するように促す方法等が想定されている。

(注2) 法制審議会民法(債権関係)部会においては、定型取引の相手

方（顧客）保護の観点から、定型約款による取引においては、常に事前に約款の内容を相手方に開示することを要することとすべきであるとの意見もあった。しかし、定型取引の相手方（顧客）は、実際上、定型約款の内容を逐一確認することを望んでいないことも多く、また、定型約款準備者にとっても常に定型約款を事前開示しなければならないとするのは煩雑に過ぎるため、この意見は採用されなかった。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の内容の表示)</u></p> <p><u>第五百四十八条の三 定型取引を行い、</u> <u>又は行おうとする定型約款準備者は、</u> <u>定型取引合意の前又は定型取引合意の</u> <u>後相当の期間内に相手方から請求があ</u> <u>った場合には、遅滞なく、相当な方法</u> <u>でその定型約款の内容を示さなければ</u> <u>ならない。ただし、定型約款準備者が</u> <u>既に相手方に対して定型約款を記載し</u> <u>た書面を交付し、又はこれを記録した</u> <u>電磁的記録を提供していたときは、こ</u> <u>の限りでない。</u></p> <p><u>2 定型約款準備者が定型取引合意の前</u> <u>において前項の請求を拒んだときは、</u> <u>前条の規定は、適用しない。ただし、</u> <u>一時的な通信障害が発生した場合その</u></p>	<p>(新設)</p>

他正当な事由がある場合は、この限り
でない。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 第548条の3の規定によって契約内容が相手方に提供されたとしても、信義則上の情報提供義務等が履行されたことにはならず、その履行はなお必要であると理解してよいか、法務当局に問う。

(答)

○ 御指摘いただいた現行法第1条第2項の信義則を根拠として認められることのある信義則上の情報提供義務のほか、行政法規などが定める重要な情報を提供すべき義務等(注)は、現行法第1条第2項の定める信義則等は、改正法案第548条の3の規定により契約内容が相手方に表示されたとしても、それにより当然にかかる情報提供義務が履行されたということにはならないものであり、これらの情報提供義務の履行がされたか否かについては、各義務の根拠規定に照らしつつ、判断されるものである。

○ このような改正法案の趣旨については、改正法案が成立した際には、法務省として、十分に周知することとしたい。

(注) 契約の交渉中である当事者の一方が、相手方に対して契約を締結するか否かの判断に影響を与える一定の事項について説明をしなかったことにより相手方が損害を受けた場合には、当事者の一方が損害を賠償する責任を負うと解される場合がある。そのような場合に、契約交渉の当事者は、相手方に対して契約締結過程の情報提供義務を負うといわれる。

○ 例えば、マンションの売買契約において、売主が契約締結前に、隣地に眺望や日照を妨げる建物が建設される可能性を知っていた場合や、これを容易に知り得た場合には、売主は、これを調査・説明する義務を負うことがあり、この義務に違反したときは買主に生じた損害を賠償する責任を負うとした裁判例(札幌地裁昭和63年6月28日)や、コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーは出店予定者に、売上や収益の予測等の出店

の判断材料となる情報を適時、適切に提供する義務があるとした裁判例（福岡高判平成18年1月31日）等がある。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の内容の表示)</u></p> <p><u>第五百四十八条の三 定型取引を行い、</u></p> <p><u>又は行おうとする定型約款準備者は、</u></p> <p><u>定型取引合意の前又は定型取引合意の</u></p> <p><u>後相当の期間内に相手方から請求があ</u></p> <p><u>った場合には、遅滞なく、相当な方法</u></p> <p><u>でその定型約款の内容を示さなければ</u></p> <p><u>ならない。ただし、定型約款準備者が</u></p> <p><u>既に相手方に対して定型約款を記載し</u></p> <p><u>た書面を交付し、又はこれを記録した</u></p> <p><u>電磁的記録を提供していたときは、こ</u></p> <p><u>の限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>定型約款準備者が定型取引合意の前</u></p> <p><u>において前項の請求を拒んだときは、</u></p> <p><u>前条の規定は、適用しない。ただし、</u></p> <p><u>一時的な通信障害が発生した場合その</u></p> <p><u>他正当な事由がある場合は、この限り</u></p> <p><u>でない。</u></p>	

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

8問 定型約款についての、約款の内容の適正はどういうに確保されるのか、また、業法による許認可規制等が存在しない取引については、どうか、法務当局に問う

(答)

1 業法による許認可規制等について

約款については、いわゆる「業法」(注1)においてその内容が規制されているものがある。例えば、保険業法では、保険約款の内容が法律で定められた基準に適合するかどうかを内閣総理大臣が審査することとされている(保険業法第5条第1項)(注2)。また、宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者が締結する契約について一定の条項を無効とする旨の規定が設けられている(宅地建物取引業法第40条等)(注3)。

このように、顧客に与える影響の大きさなどを考慮して、一定の取引関係については、業法による約款の規制が行われており、これによる約款の内容の適正化と顧客の保護は重要な役割を果たしているものと承知している。

2 私法ルールによる約款内容の適正化

他方、約款の内容の適正化は、消費者契約法や民法第90条の規定等の私法ルールにおける不当条項規制によっても図られてきている面がある。

そして、定型約款に関するルールは、これらに加えて、定型約款を利用した取引について、現行法には欠けていた極めて基本的なルールを定めるものであり、その中では改正法案第548条の2第2項の不当条項のルールが約款の内容の適正化に一定の効果を有するものと位置付けられる。

3 結論

このように、業法による許認可規制等が存在する取引については、業法と私法ルールが重疊的に適用されているが、業法による約款の規制と、私法ルールによる不当条項規制は、大きな目標は似通っているとはいえ、それぞれの要件・効果を異にするものであるから、改正法案の下においても、引き続き、両者の役割分担は変わらず、一体となって、その内容の適正化が図られるものである。

他方、業法による許認可規制等が存在しない取引については、私法ルールによる約款内容の適正化の余地しかないが、その中では、改正法案第548条の2第2項の不当条項のルールはより重要な役割を期待されるものであると認識している。

(注1) 業法とは、一定の内容の営業等を規制し、顧客の保護を図ること等を目的とする法律のことをいい、銀行法、保険業法、電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、建設業法、宅地建物取引業法、鉄道事業法など多岐にわたる。

(注2) 保険業法

(免許審査基準)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合すること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取りをすること。

- ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ホ その他内閣府令で定める基準
- 四 (略)
- 2 (略)

(注3) 宅地建物取引業法

(瑕疵担保責任についての特約の制限)

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(注4) 消費者契約法第8条第2号及び第4号においても、事業者の債務不履行又は不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害の賠償責任の一部を免除する条項は、無効とされている。

(注5) 定型約款を利用した取引においては、画一性が高い取引であることなどから、相手方である顧客においても約款の具体的な内容を認識しようとまではしないのが通常である。このような特質に鑑みれば、相手方である顧客にとって客観的にみて予測し難い条項が置かれている場合において、その条項が相手方に多大な負担を課すものであるときは、相手方においてその内容を知り得るようにする措置を定型約款準備者が講じておかないと、信義則に反することとなる蓋然性が高い。このような定型約款を利用した取引の特質が考慮されることを表すために、第598条の2第2項においては、定型約款の個別の条項が信義則に反して相手方の利益を一方的に害す

ると認められるか否かについての考慮事由として、「定型取引の態様」を明記しており、いわゆる不意打ち条項についても、第548条の2第2項の規定に該当し得るものと考えられる。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の合意)</u></p> <p><u>第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）</u>をいう。以下同じ。) を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。</p> <p>二 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。</p> <p>二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であつて、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第</p>	<p>(新設)</p>

一条第二項に規定する基本原則に反し
で相手方の利益を一方的に害すると認
められるものについては、合意をしな
かつたものとみなす。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

9問 改正法案第548条の2第2項の「合意をしなかつたものとみなす」とこと、消費者契約法第10条の無効との違いについて、法務当局に問う。

(答)

1 第548条の2第2項の内容

改正法案においては、定型約款を利用した取引の安定を図る観点から、相手方が定型約款に記載された個別の条項についてその内容を認識していないとも合意をしたものとみなすこととしている(第548条の2第1項)。その上で、定型約款中の不当な条項に当事者が拘束されることを防止するため、定型約款の個別の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、信義則(第1条第2項)に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかつたものとみなすこととしている(第548条の2第2項)。

2 無効とする考え方

これに対し、改正法案の検討の過程では、定型約款中の不当な条項の拘束力を否定する方法として、端的に無効とすることも検討された(注1)。この考え方は、従来の不当条項規制に関する解釈論や、類似する規定である消費者契約法第10条との整合性を考慮したものと承知している。

確かに、既にされた合意の効力を否定するのであれば無効とするのが適切であるともいえる。しかし、定型約款については、定型約款の個別の条項について明確な合意が認め難いにもかかわらず、これに効力を認めるために、法律上「合意をした」ものと擬制することとしている。そうであるとすれば、どの範囲で擬制するのが適切かという観点から考察することが求められるところ、相手方を拘束することが信義則に

は反して許されないような条項については、そもそも擬制の対象に含めないこととするのが、適切である。

また、「合意をしなかったものとみなす」という構成によつたとしても、無効とした場合と実際上の効果に違いはないと考えられる。

以上を踏まえ、無効ではなく、合意をしなかったものとみなすこととしたものである（注2）。

(注1) 民法(債権関係)部会の学者の委員・幹事から出された意見である。

(注2) 法制審議会における議論の過程では、「合意をしなかったものとみなす」のではなく、「(第548条の2第1項の)条項に・・・含まないものとする。」と表現する案も検討されていた。しかし、この表現は、第1項と第2項とを合わせて読まなければその内容が把握し難く、理解しにくいとの指摘があったことから、改正法案のとおり、その効果を端的に示す「合意をしなかったものとみなす」との表現が採用された。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の合意)</u></p> <p><u>第五百四十八条の二 定型取引(ある特</u> <u>定の者が不特定多数の者を相手方とし</u> <u>て行う取引であって、その内容の全部</u> <u>又は一部が画一的であることがその双</u> <u>方にとて合理的なものをいう。以下</u> <u>同じ。)を行うことの合意(次条にお</u> <u>いて「定型取引合意」という。)をし</u> <u>た者は、次に掲げる場合には、定型約</u> <u>款(定型取引において、契約の内容と</u></p>	<p>(新設)</p>

することを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。) の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

二 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

三 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

○
2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であつて、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

10問 第548条の2第2項の主張と消費者契約法第10条の主張は選択的にできるのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案第548条の2第2項のみなし合意除外規定と消費者契約法第10条の両方の要件に該当する際には、選択的に主張することが可能である。

すなわち、改正法案第548条の2第2項は、ある条項についての合意の有無を定めるものであるのに対し、消費者契約法第10条は、ある条項について合意が成立していることを前提として、当該条項の有効性を判断するものであるが、改正法案第548条の2第2項による合意の有無の判断を先行して判断しなければならないという関係ではなく、当該条項の拘束力を争う当事者は、選択的に主張することが可能であり、裁判所も同様に改正法案第548条の2第2項について先行して判断しなければならないというわけではないと考えられる。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

11問 定型約款の変更に関する第548条の4の規定の趣旨について、法務当局に問う。

(答)

1 定型約款の変更の必要性

定型約款による契約には契約関係が一定の期間にわたって継続するものが多いが(注1), 定型約款には極めて詳細かつ多数の条項が定められているのが通常であるため, 法令の変更や経済情勢・経営状況に変動があったときなどに, それに対応して定型約款を変更する必要が生ずることが少くない(注2)。(例えば, 法令の変更により約款を変更する必要が生じた例としては, 保険法の制定(平成20年)に伴う保険約款の変更や, 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正(平成23年)に伴う預金規定の変更が挙げられる。また, 経済情勢・経営状況の変動により約款を変更する必要が生じた例としては, 電気料金の値上げによる電気供給約款の変更やクレジット・カードに付帯されたポイント制度の改定に係る約款の変更などが挙げられる。)

もっとも, 民法の原則によれば, 契約の内容を事後的に変更するには, 個別に相手方の承諾を得る必要があるが, 定型約款を用いる不特定多数を相手方とする取引では, 相手方の所在の把握が困難であったり(注3), 仮に所在の把握が可能であっても相手方の承諾を得るのに多大な時間やコストを要することがあるほか, 一部の相手方に何らかの理由で変更を拒否された場合には, 定型約款を利用する目的である契約内容の画一性を維持することができなくなるという問題もある(注4)。

このため, 約款中に「この約款は当社の都合で変更することができます。」との条項を設けておき, この条項に基づい

て変更を行うとの実務も見られるが、この条項が有効であるか否かについては見解が分かれている状況にある。

2 定型約款の変更の制度の創設

そこで、改正法案においては、定型約款準備者が相手方と合意をすることなく一方的に契約の内容を変更する「定型約款の変更」の制度を設け、その要件として、①定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するか、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的な変更であることを要するものとしている（第548条の4）。

そして、改正法案においては、定型約款の変更をするには、定型約款準備者は、定型約款を変更する旨と変更後の定型約款の内容や変更の効力発生時期を適切な方法により周知しなければならないこととしており（第548条の4第2項），この周知を怠った場合には、原則として、相手方保護の観点から、変更の効力は生じないこととしている（同条第3項）。

3 明文化の効果

これにより、定型約款準備者としては必要な定型約款の変更を安定的に行うことが可能になるとともに、定型取引の相手方（顧客）としても、定型約款の変更の効力を争う際の枠組みが明瞭になり、その保護にも資することになると考えられる。

(注1) 預金契約、保険契約、クレジット契約等が挙げられる。

(注2) 法令の変更により約款を変更する必要が生じた例としては、保険法の制定（平成20年）に伴う保険約款の変更や、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正（平成23年）に伴う預金規定の変更が挙げられる。

経済情勢・経営状況の変動により約款を変更する必要が生じた例としては、電気料金の値上げによる電気供給約款の変

更やクレジット・カードに付帯されたポイント制度の改定に
係る約款の変更などが挙げられる。

(注3) 例えば、家電量販店のポイントカードやコンピュー
タソフトウェアの約款の変更の場合には、契約の相手方の現
在の所在が把握できていないことも少なくない。

(注4) 例えば、預金取引は、著しく多数の契約がある上に、
預金者が連絡をしないまま住所を移転するなどの理由により
連絡が付かなくなっていることもあるため、相手方の承諾を
漏れなく得ることは困難であるとされる。

平成29年5月23日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

12問 定型約款の変更は、周知しないと効力が生じないとされるなど周知の概念が重要であるが、どのような周知が必要とされているのか、法務当局に問う。

(答)

1 定型約款の変更内容の周知

改正法案においては、定型約款の変更をするには、第548条の4第1項各号に掲げる実体的な要件のほか、定型約款準備者は、定型約款を変更する旨と変更後の定型約款の内容や変更の効力発生時期を適切な方法により周知しなければならないこととされている(同条第2項)。そして、第548条の4第3項では、定型約款の変更が相手方一般の利益に適合する場合に当たらない場合において、効力発生時期が到来するまでにこの周知をしなかったときには、相手方保護の観点から、変更の効力は生じないこととされている。

2 「周知」の意味

「周知」とは、広く知り得る状態に置くことを意味している。利益変更について事前の周知が不要とされていることから明らかのように、どの程度知り得る状態に置くことが必要かは、約款変更がどの程度の不利益を相手方に負担させるかによって異なり得るものであると解されるところでありどのような周知が必要とされるかについて、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、次のようなのが想定されている。。

3 インターネットを利用できない方への周知

まず、インターネットを用いた周知が考えられる。

インターネットを利用した周知は安価である上、相手方の住所等が判明しないケースにおいても一定の有用性が認めら

れると考えられる。

4 相手方への不利益の大きな変更について

もっとも、定型約款の変更には多様なものが含まれ得るから、インターネットを利用した周知では足りないケースもあるものと考えられる。例えば、顧客の不利益を軽減する措置が取られており、その措置があるからこそ定型約款の変更が合理的であるということができるといったケースにおいては、顧客の年齢層などの属性などにもよるが、各顧客に個別に書面で通知をし、軽減措置を実行する機会を与えなければならないこともあり得るものと解される。

5 結論

このように、定型約款の変更に当たっては、個別の事案に応じて、適切な方法による周知を行うことが求められているものであり、その趣旨を十分に周知してまいりたい（注）。

（注）実務上は、約款準備者は、定型約款の変更の安定性を確保する観点から、より保守的に対応することが想定されている。また、各種業法においては、顧客への情報提供義務が課されている場合があり、この場合にもインターネットによる周知では足りず、結局、より重厚な個別通知が必要になると解される。